児童手当制度のご案内

【支給対象児童について】
中学校修了前（満15歳の最初の3月31日）の、国内に居住する児童

【受給者について】
いずれかに該当する方に支給されます。
・児童を監護し生計が同一である父または母のうち、所得の多い方
・父母以外で児童を養育している方
・離婚協議中の場合やDV被害者の場合は、児童と同居している方

※ただし、次の場合は支給者が変わります。
・児童が児童福祉施設等に入所している場合は、保護者ではなく施設長に支給
・公務員は、所属庁より支給

【必要な手続きについて】
お子さんが生まれたり、他の市町村から転入した時は、「認定請求書」の提出が必要となり、原則として申請月の翌月分から支給されます。
出生日、転入した日の翌日から15日以内に手続きが必要です（公務員になった場合、公務員でなくなった場合はその翌日から15日以内に手続きが必要です）。
また、毎年6月に所得状況等を確認するために、全受給者は「現況届」の提出が必要です。

【手当月額について】

手当月額について

対象		手当額
0歳～3歳未満		15,000円
3歳以上小学校修了前		
	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限限度額以上の場合		5,000円

※第1子等の数え方は、18歳の3月31日までの間にある児童の数で数えます。
※扶養親族数に応じて設けられた所得制限限度額についてはお問い合わせください。

【支給時期について】
原則として、6月、10月、2月に前月分までの手当を支給します。

【保育料の徴収について】
保育料の滞納者に対し、児童手当から直接保育料を徴収することがあります。該当者については、支払月が近くなりましたらご連絡します。

児童手当「現況届」の提出について

現況届

【提出期限】
児童手当を受けている方は、役場から送付された現況届に6月1日現在の状況を記入し、**6月28日（金）**までに提出してください。
提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。
また、提出が遅れると10月の支給日に支給できなくなる可能性があります。

【提出書類】
①現況届（町より送付）
②受給者（保護者）の健康保険被保険者証（健康保険証）の写し
※事業所名称が記載されていない場合は、写しの余白に事業所名をご記入ください。
③別居監護申立書
養育している児童と別居している場合は、別居監護申立書と併せて、児童の保険証の写しを提出してください。
支給対象でない中学校修了後の児童についても提出が必要な場合があります。

【提出先】
・住民生活課児童係
・熊石総合支所住民サービス課
・落部支所
※郵送される場合は、住民生活課児童係へ送付してください。

【問い合わせ先】
住民生活課児童係
☎0137―62―2112

パノラマパークへ遊びに行こう

■バーベキューコーナーをリニューアルしました

公園で楽しく遊んで、お昼にバーベキューを食べませんか？子供会や町内会、家族連れでのご利用に最適です。ぜひご利用ください。
【利用期間】4月下旬～11月上旬
【利用時間】午前11時～午後3時　火～日曜日
（月曜日が祝日の場合は利用可。ただし翌日は利用不可です。）
【利用料】無料　**【基数】**1基4～8名まで（全8基）
【留意事項】コンロの大きさ40㎝×40㎝の正方形で深さ約15㎝。
網・炭・食材などは、全て持ち込みです。
※当日はふれあい館で受付してください。

■健康遊具は医者いらず？

ストレッチやツイスト、ジャンプ、屈伸などの運動ができる噴火湾パノラマパークの健康遊具で、楽しく健康づくりしませんか？
【設置場所】噴火湾パノラマパークまきばの冒険広場
【利用期間】4月下旬～11月上旬
【利用時間】午前10時～午後6時　**【利用料】**無料
【申し込み・問い合わせ先】パノラマ館　☎0137－65－6030